

相続手続きのご案内

(ご預金等の払戻手続について)



この度は故人のご逝去の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げます。また、故人が生前当金庫とお取引をいただきましたことに対し、心からお礼申し上げます。
故人がお亡くなりになりましたことに伴う相続手続きは、下記の相続センターにてお取扱いをさせていただきます。ご不明な点がございましたら何なりとお問い合わせください。

お問い合わせ先

姫路信用金庫 相続センター

〒671-2222 姫路市青山4丁目21番1号

フリーダイヤル 0120-771962

受付時間 9:00~17:00 土・日祭日・年末年始休止

 **姫路信用金庫**

相続手続きの手順のご案内

相続手続きについて概略をご案内させていただきます。相続手続きにつきましては、原則として相続センターにてのお取扱いとなります。戸籍謄本をはじめ必要書類のご提出等ご依頼する事項も多く、書類確認のため相当のお時間をいただきますので、ご理解の上ご協力いただきますようお願い申し上げます。

お亡くなりになられたことのお届け
(ご来店またはお電話)
相続人確認と相続内容のお伺い
(ご来店)

故人のお取引店舗にご連絡(ご来店)ください。
お亡くなりになられたことをお知らせいただきました段階で故人名義の口座取引は停止させていただきます。
また、お電話でご連絡された場合は、改めてご来店いただき、正当な相続人であることを確認させていただきますと同時に、必要書類をご準備いただくために相続の内容をお伺いします。

必要書類のご案内
(相続センターより郵送)

概ね1週間以内に相続センターより「必要書類のご案内」を郵送させていただきます。また、相続内容について、相続センターより、電話でお伺いさせていただく場合があります。

必要書類のご提出
(ご来店またはご郵送)

相続センターからのご案内に基づき必要書類をご提出ください。お取引店にご来店または相続センターに郵送をお願いします。

書類確認のため、
お時間をいただきます

〈ご注意ください〉

ご郵送の場合は、送料をご負担していただきます。また、戸籍謄本や印鑑証明書等ご提出いただきました書類の原本還付をご希望の場合は、郵送の際ご申告いただくか、ご面倒ですがお取引店までご持参くださいますようお願い申し上げます。

追加書類のご提出
(ご来店またはご郵送)

お支払い手続き・名義変更手続き

書類確認が完了しましたらお支払い、または名義変更の手続きを致します。(書類のご提出から概ね10日後となります)

お支払い
の場合

計算書等を郵送
させていただきます

名義変更
の場合

通帳・証書等を
お引き渡し致します

【名義変更の場合】

再度ご来店の上、名義変更手続きをお願いします。

【お支払いの場合】

お支払いは当金庫口座へのご入金、または他金融機関へのお振込となります。原則としてご来店は不要で、相続完了後計算書等を郵送させていただきます。



相続完了

2 相続手続き完了までのお取引について

1 お取引口座の停止について

ご預金者がお亡くなりになったことの事実を当金庫が知り得た場合、その日から相続のお手続きが完了するまで、被相続人(故人)口座のお取引ができなくなります。(出金や入金、自動引落等全てのお取引が停止されます)キャッシュカードにつきましても、代理人カードを含めてご利用になれなくなりますのでご注意ください。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

①口座自動引落のお取扱い

- 公共料金等の自動引落やご融資のご返済も停止されますので、口座振替中の諸料金につきましては、別途各請求元にお支払いいただきますとともに、お早めに引落指定口座の変更手続きをお願いします。ご融資のご返済がある場合は、改めてご相談ください。

②お振込金のお取扱い

- 原則として振込依頼人様の了解を得てご入金するお取扱いとなりますが、お早めに振込人様に入金指定口座変更のご連絡をお願いします。また、公的年金は返却することになります。
- 家賃などのお振込受入につき、継続して被相続人(故人)の口座のご利用を希望される場合は、改めてご相談ください。

③葬儀費用等のお支払いについて

- 原則としてお取扱いできません。

④仮払い制度による払戻について

- 法務省令で定める払戻上限額の範囲内で、お支払いができる仮払い制度のお取扱いをしております。ただし、法定相続人の確定のための戸籍謄本のご提出や、遺言書等がある場合はご利用できない等、いくつかの条件がありますので、あらかじめお問い合わせください。



2 残高証明書・お取引明細の発行について

①残高証明書等の発行

- 相続人のお一人様からご依頼があった場合は、相続人全員の皆様のご了解がない場合でも発行いたします。
- 被相続人(故人)の死亡、および相続人であることが確認できる戸籍謄本、ご本人様確認のため実印・印鑑証明書(実印がない場合は運転免許証等顔写真のある公的機関発行の書類と認印)をご持参の上窓口にお申出ください。
- 遺言執行者、相続財産清算人からご依頼があった場合にも発行します。
- 被相続人(故人)がご逝去されるまでに既に解約済の口座につきましては、お取引明細の発行は致しかねますのでご承知おきください。

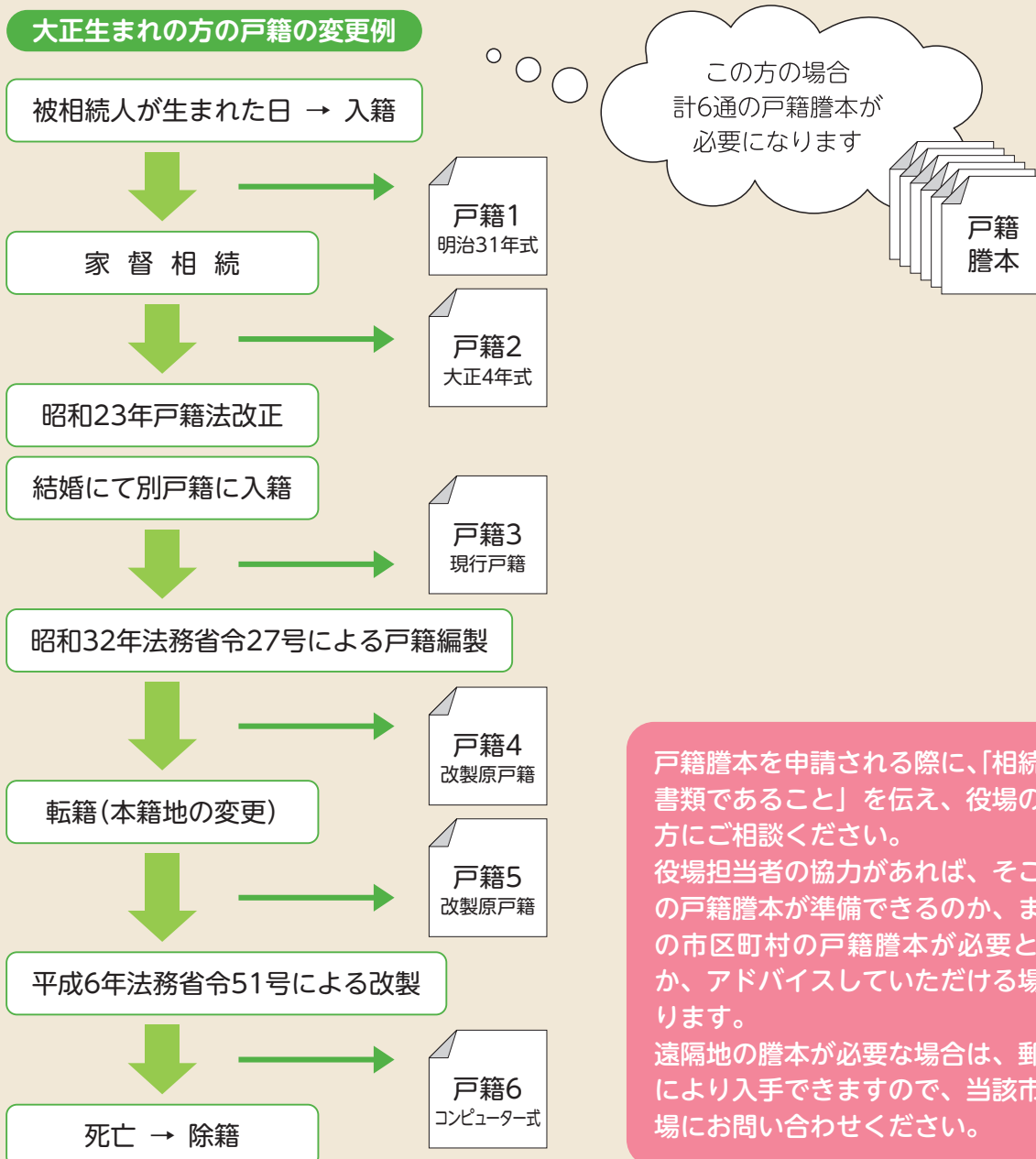
戸籍謄本のご準備と法定相続人の確定

1 被相続人様(故人)の戸籍謄本について

法定相続人を確定するために、**被相続人(故人)が生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本をご準備願います。**戸籍謄本は本籍地の市区町村に申請してください。

現在の戸籍の他に改製原戸籍が必要な場合があります。また、婚姻等で転籍(本籍地の変更)されている場合は、転籍前の戸籍謄本が必要になりますので、変更される前の市区町村に申請してください。

ただし、遺言書がある場合は、被相続人(故人)が亡くなられた事実が判る公的書類(住民票等)で代用できます。また、裁判所の調停等に基づく相続の場合、戸籍謄本は不要です。



2 法定相続人の確定

1で準備した戸籍謄本をもとに、「相続人確認表」を参照し、法定相続人を確定していただきます。ただし、遺言書がある場合や裁判所の調停等に基づく相続手続きの場合は、法定相続人の確定は不要です。

「相続人確認表」はこのご案内にあります。

3 相続人さまの戸籍謄本について

被相続人(故人)の戸籍謄本にて、相続人のお名前を確認できない場合には、相続人が記載されている戸籍謄本(戸籍抄本でも可)をご準備いただく必要があります。

一般的に、被相続人(故人)と同一の戸籍におられる相続人(原則配偶者と未婚の子)の場合は不要です。

相続人が婚姻した子(ただし、故人の戸籍謄本から現在の氏名が確認できる場合を除く)、同一戸籍外の親、兄弟姉妹の場合、または養子縁組、代襲相続(相続人が孫や甥、姪の場合)がある場合は別途それぞれの戸籍謄本が必要になります。

4 「法定相続情報証明制度」について

平成29年5月より、法定相続情報証明制度の運用が開始されました。これにより、法務局で交付される「法定相続情報一覧図の写し」をご提出いただければ、被相続人(故人)や相続人の戸籍謄本は不要です。

詳しくはお問い合わせください。

法定相続人の確定や戸籍謄本のご準備は、被相続人(故人)や相続人の関係等により複雑になる場合も少なくありません。

故人の戸籍謄本をお持ちいただければ、当金庫で法定相続人を確定させていただきます。また、相続手続き全般につきましても、常時ご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください。



4

相続手続き必要書類一覧

必要書類	補 足 説 明	備 考
■ 基本的に必要な書類		
相続手続依頼書	- 原則法定相続人全員の署名捺印(実印)をお願いします - 遺産分割協議書、遺言書等がある場合は、実際に相続される方の署名捺印(実印)をお願いします	相続センターから郵送致します
被相続人(故人)の戸籍謄本【原本】	- 出生からご逝去までの戸籍謄本を全てご用意ください - ご要望がありましたら確認の上原本はお返しします 「法定相続情報一覧表の写し」があれば不要です	本籍地の市区町村役場にて申請
印鑑証明書【原本】	「相続手続依頼書」に署名捺印いただいた方全員のもの - ご要望がありましたら確認の上原本はお返しします	発行日から6ヶ月以内のもの
通帳・証書・キャッシュカード	見当たらない場合は「相続手続依頼書」で現物「無」に○をつけてください	
■ 個別のケースにより必要な書類		
お 届 印	名義変更で相続される場合に必要です	
相続人の戸籍謄本または抄本【原本】	- 被相続人の戸籍謄本にて、相続人様のお名前を確認できない場合や、代襲相続の場合に必要です 「法定相続情報一覧表の写し」があれば不要です	本籍地の市区町村役場にて申請
遺産分割協議書【原本】	- 遺産分割協議書を作成されている場合にご提出ください - 確認の上原本はお返しします - 署名捺印いただいた方全員の印鑑証明書の添付が必要です	印鑑証明書は発行日から6ヶ月以内のものを添付
公正証書遺言書【正本または謄本】	- 公正証書遺言書を作成されている場合にご提出ください - 確認の上原本はお返しします	
自筆証書遺言書【原本】	- 自筆証書遺言書を作成されている場合にご提出ください - 確認の上原本はお返しします	
検認済証明書(検認調査謄本)	自筆証書遺言書の場合必ず必要となりますので、事前に家庭裁判所で検認の申立を行ってください	家庭裁判所に申立
遺言書情報証明書【原本】	法務局で保管されている自筆証書遺言書の証明書です。家庭裁判所の検認は必要ありません。	法務局(遺言書保管所)に交付請求
遺言執行者選任の審判書謄本	遺言執行者が家庭裁判所から選任されている場合	
■ その他の書類		
相続放棄の申述受理証明書	相続放棄者がいる場合	家庭裁判所に申立
不在者財産管理人選任審判書謄本	相続人が行方不明の場合	同 上
相続財産清算人選任審判書謄本	相続人がいない場合	同 上
調書謄本・審判書謄本等	家庭裁判所で調停・和解・審判・判決があった場合	同 上

※貸金庫契約がある場合、国債・投資信託等預かり資産がある場合は別途必要書類がございます。

※相続関係書類を直接相続センターに郵送いただいた場合は、原本をお返しすることはできませんので予めご了承ください。

原本還付をご希望の場合は、取扱店にご持参いただきますようお願い申し上げます。

その他ご留意いただきたい事項

1

遺産分割協議書や遺言書がない場合、「**相続手続依頼書**」には**法定相続人全員の署名捺印**(実印)と印鑑証明書の提出が必要です。法定相続人に未成年の方がおられる場合は、特別代理人を選任していただく取扱いとなります。
詳しくは相続センターまでご連絡ください。

2

遺産分割協議書がある場合、**遺産分割協議書には法定相続人全員の署名捺印(実印)と印鑑証明書の添付が必要です**。この場合、「**相続手続依頼書**」には**代表相続人と実際に相続を受けられる方の署名捺印**(実印)をお願いします。また、印鑑証明書は、遺産分割協議書に添付されていますので、「相続手続依頼書」用に改めて添付していただく必要はありません。(ただし、遺産分割協議書に添付の印鑑証明書が発行日より6ヶ月以内の場合に限ります)

3

遺言書(公正証書遺言書・自筆証書遺言書・遺言書情報証明書)がある場合、遺言書の原本(公正証書の場合は正本または謄本)をご提出ください。**「相続手続依頼書」には、実際に相続を受けられる方の署名捺印**(実印)および印鑑証明書をお願いします。
ただし、**遺言執行人が選定されている場合は、遺言執行者の方のみの署名捺印**(実印)および印鑑証明書で手続きができます。

4

当座預金のお取引につきましては、当座名義人のご逝去により支払委託契約が終了しますので、原則として解約させていただきます。ただし、生前に振り出された手形・小切手の決済や売上代金等の振込がある場合は事前にご相談ください。

5

総合口座のお取引で貸越金が発生している場合は、原則として相続開始時に貸越金相当額の担保定期預金を払戻し、貸越金に充当させていただきます。

6

海外に居住している方で印鑑証明書を取得できない方は、「サイン証明書」で確認させていただきます。また、一時帰国でご来店いただける場合は、「パスポート」で手続きさせていただきます。
詳しくは相続センターまでご相談ください。

7

当金庫にお預けいただいている故人のご預金が、一定の諸条件を満たすことにより、手続きを簡素化させていただきます。

8

相続の状況によりましては、保証人を選任していただくことにより、手続きを進めさせていただく場合がございます。



相続手続依頼書の記入方法

※印鑑は鮮明にご捺印ください。
※押印いただく印章はすべて実印(印鑑証明書の印鑑)となります。

ご記入見本

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

姫路信用金庫

死亡日の記載が無い場合は
ご記入ください。

本依頼書の提出日を
ご記入ください。

当金庫で記入済の場合、
お客様のご記入は不要です。

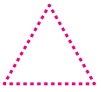
ご記入は
不要です。

実際に手続きをされる方が
ご記入ください。
また、左欄の該当する関係
に☑を入れてください。

被相続人 お亡くなりになられた日 ○ 年 ○ 月 ○ 日
姫 信 太 郎

受付番号

① <以下該当する□にチェック☑を入れてください>

☒ 代表相続人・受遺者	☐ 遺言執行者	☐ 相続財産清算人	☐ 代理人(手続委任)	〒670-8652 TEL 079 (288) 1121	実 印
[本人自署] おところ 姫路市十二所前町105番地					
お名前(フリガナ) ヒメシン イチロウ 姫 信 一 郎					
続柄 (長男)					

② [本人自署] おところ **姫路市十二所前町105番地**

お名前(フリガナ) **ヒメシン ハナコ 姫 信 花 子**

遺 者 続柄 (**妻**)

実印

③ [本人自署] おところ **姫路市青山4丁目21番1号**

お名前(フリガナ) **ヒメシン ジロウ 姫 信 二 郎**

相続人・受遺者 続柄 (**次男**)

実印

④ [本人自署] おところ

お名前(フリガナ)

⑤ [本人自署] おところ

相続人・受遺者 続柄 ()

実印

相続人(受遺者)の方は
自筆でご記入ください。

相続人(受遺者)が4名を超える
場合は裏面にご記入ください。

○外国籍者□有 □無 ○海外居住者□有 □無
○外国籍者が☑有の場合は国籍名、海外居住者が☑有の場合は居住地国名を下記の該当する欄にご記入ください。

①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	
⑩	⑪	

相続人(受遺者)の中に該当者がいる場合は有に
☑のうえ、該当欄に記入してください。

※ 記入欄が不足する場合や保証人選任の場合は裏面にご記入ください。 裏面 (あり・なし)

(金庫使用欄)

相 続 人	部長印	検 印	係 印
C			

○出資金がある場合
※出資未払配当金
(有・無)

営 業 店	店長印	検 印	受付印

1. 相続預金の取扱内容

①	☐	☐ 預金明細 ☐ 遺産分割協議書	相続内容に応じていずれかに ☒ を入れてください。	が、遺産分割協議書は作成していません。 戻もしくは名義変更してください。
②	☒	遺言書のおと遺贈しましたので、遺言執行者もしくは受遺者に支払いしてください。 ☐ 公正証書遺言書 ☒ その他の遺言書 ※遺言書には ☒ 遺言執行者が指定されています。		
③	☐	☐ 家庭裁判所で係争事件にて解決しました。 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 和解 ☐ 判決 ☐ 家庭裁判所が選任した相続		
④	☐	信託銀行や司法書士事務所等 下記口座にお振込してください	各項目に対しても該当箇所に ☒ を入れてください。	遺産管理業務の契約に基づき、
⑤	☐	その他 ()		

当金庫の出資金が相続対象の場合はご記入ください。

ただし、当金庫で記入済の場合、お客様のご記入は不要です。

2. 出資

1234567	20	10,000円	名義変更 ・ 法定脱退	相続される方 姫信 花子
---------	----	---------	-------------	-----------------

●支払可能な出資配当金がある場合は下記指定口座に入金してください



どちらかに○をつけてください

3. 預金明細 (

現在)



No.	預金種類	取扱店	口座番号	金 額		受取方法	相続される方
1	普通預金	本店	1234567	876	543	払戻・名義変更	姫信 花子
2	定期預金	本店	7654321	5 000	000	払戻・名義変更	姫信 花子
3	定期預金	本店	6543210	2 500	000	払戻・名義変更	姫信 一郎
4						払戻・名義変更	
5						払戻・名義変更	
6						払戻・名義変更	
7						払戻・名義変更	
8						払戻・名義変更	

当金庫で記入済の場合、お客様のご記入は不要です。

預金明細が8件を超える場合は裏面にご記入ください。

裏面 (あり・なし)

- 上記相続預金の払戻にあたっては、預金規定にかかわらず、署名・捺印ならびに預金払戻請求書の提出はしない取扱とします。
- 名義変更の場合は、新たな届出印での印鑑票を提出しますので改印してください。但し、共通印登録済の場合は共通印を新たな届出印とします。また、
- 後日当該預金口座に

ご入金口座が複数ある場合は、こちらに☒を入れて裏面に入金先をご記入ください。

4. ご入金先口座

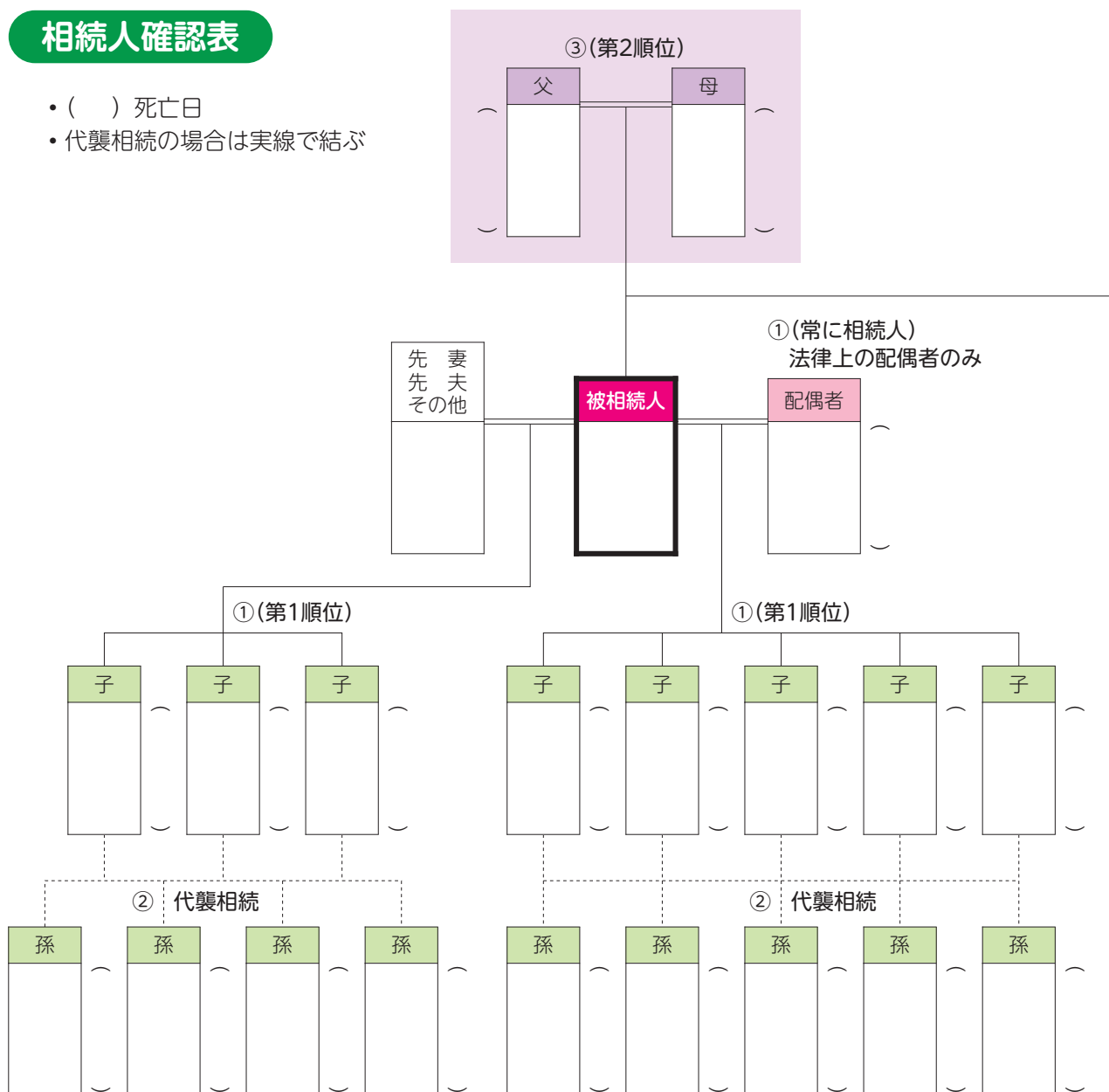
- 下記口座、または別途裏面記載の口座に入金(振込)してください。また、入金先口座が貴金庫以外の場合は、所定の振込手数料を振込金額より差し引いてください。

	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義人 (カナ)
☒	姫路信用金庫	本店営業部	普・貯・当	345678	ヒメシン ハナコ
☐	裏面に記載している口座 (入金先が複数ある場合)				



相続人確認表

- ・() 死亡日
- ・代襲相続の場合は実線で結ぶ



【記入方法】

①配偶者、および子のお名前をご記入ください。

以下は該当する場合のみ記入ください。

②子が亡くなっている場合、孫のお名前をご記入ください。

(第1順位の代襲相続)

③子がなく、またはお亡くなりになられ、かつ、孫やひ孫がいらない場合、父母のお名前をご記入ください。

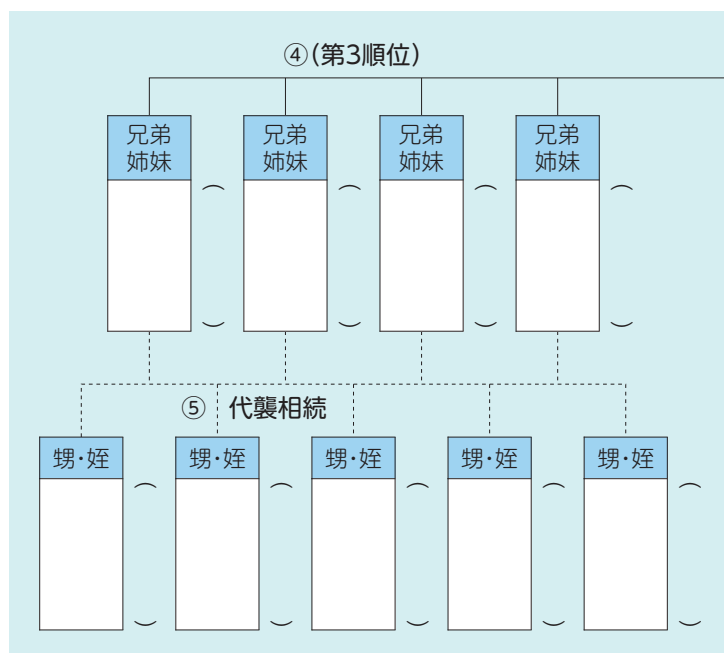
(第2順位)

④子がなく、父母がお亡くなりになられている場合、兄弟姉妹のお名前をご記入ください。

(第3順位)

⑤兄弟姉妹がお亡くなりになられている場合、甥姪のお名前をご記入ください。

(第3順位の代襲相続)



• M E M O •